

## 「令和6年度第2回沖縄県食品の安全安心懇話会」議事録

1 開催日時：令和6年11月22日(金)14:00～15:00

2 場所：県庁6階 第1特別会議室

3 出席者

(懇話会構成員)：8名

- ・高良 健作 (学識経験者：国立大学法人琉球大学農学部)【座長】
- ・古堅 忠司 (消費者：沖縄県生活協同組合連合会)
- ・野原 直子 (消費者：NPO 法人消費者センター沖縄)
- ・城間 健二 (生産者：沖縄県農業協同組合)
- ・上門 努 (生産者：株式会社沖縄県食肉センター)
- ・大城 宗正 (流通業者：株式会社沖縄県物産公社)
- ・安里 睦子 (食品営業者：株式会社ナンポー)
- ・田原 美和 (学識経験者：国立大学法人)

(欠席者)

- ・親川 伸夫 (流通業者：イオン琉球株式会社)
- ・伊波 盛秀 (食品業者：沖縄森永乳業株式会社)

(沖縄県)

- ・事務局(保健医療介護部薬務生活衛生課)
- ・幹事課職員

4 内容

(1)保健医療介護部 比嘉保健衛生統括監あいさつ

(2)座長の指名

「沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱」第5条に基づく保健医療部長による座長の指名。琉球大学農学部の高良先生を指名し、その後の議事進行を依頼。

(3)議事進行(高良座長)

議事：第5期沖縄県食品の安全安心推進計画(素案)について

ア 事務局から第5期沖縄県食品の安全安心推進計画(素案)に係る検討事項及び、第5期同計画(素案)について説明

イ 今後の予定について事務局から説明

## 構成員からの施策に関する質問(意見)及び回答(概要)

### 【素案に掲載されている「安心」という言葉を追加している理由について】

#### ◎田原 直子(消費者:NPO 法人消費者センター)

大きく変わった点が資料 10 ページの目標のところにも書かれていますが「安心感」とか「安心」という言葉が入っている印象がありますが、「安心感」という県民が関心を持つような言葉を盛り込まれた深い理由。

安全の反対は危険、安心の反対は不安、ということになるかと思いますが、なぜこの「安心」という言葉を入れているのか理由があれば教えてください。

回答:(事務局:薬務生活衛生課)

素案を作成するにあたり、担当者会議を数回開催し、各幹事課担当者から意見を収集しました。

その中の意見で、既存の計画には安全、安心というキーワードが掲載されているところと、無いところがある。

また、本計画の施策に「農薬」という言葉がでてきており、その適正使用について立ち入り調査や講習会を開催しています。「農薬」という言葉がある意味強く感じられて、「農薬」を使用することが不安をあおるようなイメージを持ってしまうという意見がありました。

その不安を取り除くためにも安全ということを講習会等で伝えていますが、安心を入れる事で誤解もなく伝わるのではないかと意見がありましたので、各施策の目標名のところに「安心」という言葉を入れています。

#### ◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

安全というのは、科学的な用語です。ある数値を決めて、この数値以下であれば安全、というようにある程度評価は可能です。安全に対して安心感というのは感情ですよね。これは主観であってそれぞれの人が持つ重みというか、感じ方の違いですよね。これは測りにくいです。

そもそも概念として二つあって、全く異なるものであります。日本では食品安全基本法という法律を設けて、その中で食品衛生法があり、その法律に基づいてみんなが監督されています。

食品安全基本法という法律があることによって、こういったパブリックコメントも含めた食品についてのリスクコミュニケーションや、リスクマネジメントとをしていますね。

### 【食品表示にアイコンの活用について】

#### ◎安里 睦子(食品営業者:株式会社ナンポー)

お菓子の製造をしている会社ですけど、資料19ページに書かれている食品の安全安心に関する情報の提供のところ赤字で記載している部分です。

リーフレットを提供して県とかコンベンションビューローさんと連携して観光客へ周知していきますとあります。

私を感じたのは、私のところのようにお菓子を作ったり食品を作るメーカーが、今書いている文章(食品表示)の中に入れていた内容を余白があるパッケージには英文記載があります。余白が無い部分に関してはアイコンですよね、誰が見ても何が入っているかがわかるもの。そういったものを推進してもらって私達も今後パッケージを作る時にアイコンを付けた方が、海外の方や誰がみてもわかるような表示の仕方をした方がいいと思います。パッケージの文書はなかなか見ない人が多いと思います。そこは、こういったアイコンを沖縄県が事業者さんに推奨し、リーフレットに利用してもらおうといいと

思います。

◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

観光客の方は色々な方がいます。

沖縄県もいろんな事を多言語化して対応しています。

ハラールとかビーガンの方へ食に対することを多言語化して対応していますが、安里さんがおっしゃるようにマークとかアイコンのように、非言語化して表示することも確かにわかりやすいと思いました。

私の大学の学食では、宗教上豚肉が食べれない方のために、このフライの材料をマークにしてわかりやすく表示しています。非常にシンプルに伝わりやすいし、小さい子供でもわかりやすいと思いました。目がだんだん弱くなってきて字がみえにくくなってくると、こういうマーク等はわかりやすいですね。

事務局：(幹事課：観光振興課松川主査)

観光振興課の松川といいます。

本日は貴重なご意見有難うございます。

12月12日に食の多様性ということで、ハラールであったりビーガンの内容を説明するセミナーを事業者様対象に開催することになっていますので、本日のご意見に関しては是非共有させていただきたいと思います。

【現状の実施状況の数値より目標値が低い理由、目標値を随時としている理由】

◎田原 美和(学識経験者:琉球大学准教授)

2点教えていただきたいと思います。

45ページの43番の施策について、現状が17に対して目標値が6となっているのはなぜでしょうか。

あと1点が24ページの6番の施策で目標値が随時とありますが、増やすということなのか、減らしていくということなのか、教えてください。

回答:(幹事課:生活安全安心課:山里班長)

生活安全安心課の山里といいます。

宜しくお願いします。

45ページの43 消費者への啓発のための講座実施回数について、令和5年度の実績が17回に対して、目標値が6回ということについて説明いたします。

令和5年度は、一部の団体からエシカル消費をテーマにした出前講座の依頼が集中した形になっていて、当課としては、この回数については異常値という取り扱いとしました。過年度実績は6回、5回、2回と概ね一桁で推移していますので、直近実績の中で最も多い6回という実績を参考にして、次期計画ではこの6回を目標値として設定しています。

回答:(事務局:薬務生活衛生課)

2点目の質問についてお答えいたします。

TSE、BSE 検査はこの病気の発生当時、死亡牛については、全頭検査を行っていました。

それから十数年以上経過し、この病気の対象牛の存在もほぼなくなり、全頭検査の体制は解除されています。現在は、この病気を疑う症状を呈した牛がいた場合は、随時検査していくという意味で随時としております。

◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

牛、羊に起こるこの病気のメカニズムが学術的には統制されて、現在のリスクに関してはほぼゼロ

ということなので、随時という表現は妥当かなと思います。

## 【放射性物質検査の物質がセシウムのみ理由、水のPFAS検査実施を本施策に入れることの検討】

### ◎野原 直子(消費者:NPO 法人消費者センター)

何ページか忘れてましたが、放射性物質検査の施策の中で、セシウムの測定と記載があったかと思います。放射性物質は色々ある中で、なぜセシウムだけなのか教えてください。

PFAS、有機フッ素化合物に関して、この項目の中でみていくという1つにあげていないかなと思っています。ぜひ県民としては関心があるところなので。全国的にもこの話題が広がっていて、まだわからない段階かもしれませんが、不安をかかえる要素がとても多い水というのが色んなところのベースにあるので、ぜひこの中に盛り込んでいかないといいかなと思います。

水になるとこの計画から外れるのか、なぜ盛り込んでいないのか、教えてください。

回答:(事務局:薬務生活衛生課)

放射性物質検査に関しては、元々国主体で行っていた経緯があります。

現在は県がこの計画の中で行っておりますが、なぜセシウムだけを計測しているかの経緯は、後日確認しましてご報告したいと思います。

(メールで報告済み)

2点目のPFASに関してですが、他の部局、企業局や環境部、当課の所属班も関連しておりますが、そういったところで既に水質や土壌、廃棄物の汚染状況等で測定を行って状況を把握しているところです。

本施策は食品を中心とする計画ですので、例えば食品からPFASを測定する必要性に関しては、食品安全委員会で各種文献等を確認、精査し食品からも検査をする必要性があるのか、その測定方法、基準値などを決めていこうとしている段階ですので、現時点で地方自治体の施策に落とし込んで取り組んでいく状況ではないと考えています。今後、食品安全委員会等の報告を受けて、国が判断をして検査法等が確立されるなどした時は、地方自治体でも取り組んでいく内容になってくると考えています。

### ◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

私も食品分析の専門であります。

食品分析に関わる分析学全体の話からすると、検査機器の発達が非常に進んでいます。

過去は1/100万測るのが限界だったのが、1/1000万測ることも可能になってきて非常に精密な分析が可能になってきました。そうすると分析学として思うのですが、分析しようとする対象物からこの物質を測定しようとするとき、本当に高感度に測定ができます。

例えばアミノ酸を測定しようすると、その材料が私の手に少し触れた場合、その皮膚に付着していたアミノ酸が測定されてしまいます。徹底的に測定しようと思えば分析値が得られるようになってきています。有機フッ素化合物はフッ素という化合物がたくさんくっついた化合物です。

元々ジェットエンジンの火災があった時に、激しく広がる火災をいかに早めに食い止めるかということで、消防で使う物質として一般的に使われてきました。あとはフライパンのフッ素加工とか、撥水性をコントロールしたりします。このように私たちの生活の中にたくさん使われてきました。どちらかというところ、この物質自体は分析しやすい物質だと思います。

測定場所によっては、私達が使用しているシャンプーやフライパンから剥がれ落ちたものが原因で、測定されることもあるかもしれませんね。こういう物質を測定する時は、環境からのものなのか、生活排水等からくるものなのかを、分けることができるかどうか、とい

うのもが課題となるかもしれませんね。

◎安里 睦子(食品営業者:株式会社ナンポー)

補足ですが、製造業には消防署が全部入って検査(消火器頭)をしています。

もし、その消火器が古かったりしたら交換してくださいと、指導されます。また水(消化用タンク内)も調べて、あぶないと思ったらタンクを変えてくださいと指導されます。多分工業地帯は消防署が全部回っているかと思います。

◎古堅 忠司(消費者:沖縄県生活協同組合連合会)

関連して補足していいですか。

今回北部で豪雨がありました。

我々が取引させていただいているファームで2万6千羽のヒナが死んでしまいました。

今の状況は、ヒナがちゃんと餌が食べれるように水がほしい。ポンプも壊れてしまってます。

今の話でもあるように、消費者からどういう水を与えるの(ヒナに)?という問い合わせが多いです。

今現在は、散水車を手配して支援しましょうと、対応している状況です。

そういうことで、水に関してはとても関心が高い(消費者は)です。

◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

放射能の関係からいうと、沖縄県はホワイトビーチに原子力潜水艦が寄港するということで、環境関係でモニタリング調査等を行っているかと思います。

回答:(事務局:薬務生活衛生課)

薬務生活衛生課の久高といいます。

水の PFAS について、どういう状況が少しだけ簡単に説明したいと思います。

PFAS 自体は物質としてはたくさんあって、どの物質が安全なのかまだよくわかっていなくて研究段階にあると思います。現在は、まだ基準値がないです。水であれば大腸菌であったり、一般細菌数は水道水の基準があるのですが、そこにも(PFAS)は入っていません。

暫定目標値 50ng という目標を守る、という努力目標はありますが強制力がないです。国のほうでは、人間の体にどれくらいの PFAS を取り続けても許容できるのか話し合われまして、20ng であれば体重 50kg の人が一生取り続けても特に健康に影響がないでしょう、というのが最近決まりました。それを踏まえて水道水にどれくらいの PFAS が含まれているか調査を行います。その調査の結果から、このくらいの値を基準値としたらどうかといことが提案されます。これが基準値になります。

基準値になってくると守らないといけない、測定しないといけない等規制も厳しくなってきます。そういった感じで安全性の評価で、基準値が決められています。水道水に関しては検査法がきまりました。(公定法)

水道水からでてくる汚泥中の PFAS の検査法をどうするか、食品からの検査法をどうするか、を現在進行形の問題と断言していいかもしれません。

こういった情報をリスクコミュニケーションを行いながら、情報を発信していこうと思っています。

【機能性健康食品を扱う事業者に対しての、フォローアップについて】

◎大城 宗正(流通業者:株式会社沖縄県物産公社)

資料の 47 ページです。

物産公社というのは、県内の業者から商品を仕入れて小売店で販売して投資につなげていくのですが、沖縄県の健康食品を扱っており、その中で機能性食品も扱っています。

小林製菓さんの問題で端を発した紅こうじの部分で非常に大きな問題になりました。

紅こうじを使用した商品は、土産品の一つとしても重宝されています。

沖縄県の事業者さんは、たまたま自家培養で大きな問題はないということになりましたが、なかなかその周知がされていなかったために、県外のショップから問い合わせがあり、商品も売れませんでした。

県内の事業者さんを守る意味でも、しっかりとしたPR告知も合わせて必要ではないかと思えます。

また、来週リモート会議があり機能性食品の在り方の見直しについて、消費者庁が主催で各事業者さん向けに開催予定があります。

今後、県としてもこういう部分を伸ばしていく方向性があるなら聞かせてほしい。自然の素材を活用して作っているメーカーさんのフォローアップも、今後必要なのではないかと考えています。

◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

紅こうじですね、豆腐ようを作る時に使われますが。

中国から伝統の食品という形で沖縄に残っていますが、小林製菓さんの件で残念な感じではあります。琉球大学も機能性食品に関わるところにいますが、教員のところに問い合わせがきていたようです。

沖縄県(行政)も大変だったと思いますが、問い合わせは県外、県内からあったりしましたか？保健所へ問い合わせがあるのですか？

回答:回答:(事務局:薬務生活衛生課)

小林製菓の件以降、各保健所へ被害や質問等問い合わせがありました。それらを当課として取りまとめ把握はしています。今後機能性表示食品に関しては、法改正もあり健康被害等の連絡があれば、届出ることになっています。

県としましても、機能性表示食品を扱う業者の方へ食品表示講習会等を活用しながら正しい情報を伝えて、各業者の方が安全で安心した食品を提供できるようサポートできればと思っています。

(補足説明:薬務生活衛生課 久高課長)

豆腐ように関しては、風評被害があったかと思えます。

お土産品店等から商品が撤去されたり、小林製菓の原材料を使用していないが、自主的に撤去する業者もいました。その後の調査で紅こうじ菌を培養する過程で、青カビが入ってしまい、その青カビが出しているプベルル酸が原因で体調を崩していた方がいた、ということがわかってきました。

今後こういうカビが混入しないように、薬品等を作るような高いレベルの衛生管理で製造工程が保たれるような制度を作っていくとする内容が、今回の法改正の内容でもあります。

豆腐よう業界は、工業技術センターや食品の専門家の方を交えて自分達の製造工程を見直し、安全な豆腐ようを作っていくにはどうしたらよいか検討しながら努力しておりますし、中国から沖縄に伝わった歴史ある豆腐ようが原因で健康被害が出た事例は今まで一度もない、ということも含めてアピールできればと考えています。